

3 具体的方策

(1) 不適切な行為の防止

【人権侵害の防止】

- ・児童生徒への共感的理解を基盤とし、人権に配慮した言葉遣いや態度等を心がけさせ、誤解を与えるような言動がないよう指導する。
- ・教職員の人権意識を高め、職権や立場を用いて行うパワハラ等の防止に努める。

【体罰の根絶】

- ・体罰は、絶対に許されない行為であることを具体的・継続的に指導する。

○「体罰に関するガイドライン」（平成22年7月群馬県教育委員会）

- | | |
|---------------|---|
| (1) 教職員の共通認識 | ①児童生徒には冷静かつ毅然とした態度で指導
②部活動の意義を再確認
③生徒指導に関する共通理解
④体罰を引き起こす土壌や認める体質がないか点検・確認 |
| (2) 教職員の資質向上 | ①研修会による体罰に対する自覚や認識
②体罰の法的な位置づけ、責任・処分等の再確認
③体罰に頼らない指導のあり方の研究
④カウンセリングマインドの育成
⑤児童生徒の多様化する考え方や価値観の実態把握と対応の研究 |
| (3) 生徒指導体制の充実 | ①教職員の共通理解と指導の連携
②学年・分掌組織を生かした児童生徒への指導
③学校全体での組織的な指導
④教職員が相互点検できる体制づくり
⑤報告・連絡・相談体制の見直し |

【性的問題の未然防止】

- ・勤務時間の内外を問わず、わいせつ行為、セクハラ等の防止に向け、きめ細かに指導する。

(2) 交通違反・事故の防止

【飲酒運転の根絶】

- ・「飲んだら乗るな・乗るなら飲むな」を徹底し、飲酒後は車両の運転を絶対しないよう指導する。
- ・翌朝までアルコールが残り、飲酒運転・酒気帯び運転となることがないように指導する。

【速度違反・交通事故の根絶】

- ・交通違反や事故を回避できるように、時間的・精神的な余裕を持った運転を行い、交通ルールを遵守するよう日常的に指導する。

(3) 学校の危機管理

【いじめの未然防止】

- ・「いじめ防止基本方針」を随時見直し、教職員研修の充実を図り、いじめをさせない、許さない学校づくりに努める。
- ・児童生徒間のいじめや暴力行為を早期発見・対応できる校内体制づくりに努める。
- ・人権尊重の精神に基づき、児童生徒の主體的ないじめ防止活動を重視した学校づくりに努める。

○群馬県いじめ防止基本方針(平成25年12月 群馬県) (平成29年12月改訂 群馬県)

○「いじめのない学校づくり」(平成25年11月 国立教育政策研究所)

○いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

○「子どもたちの輝く笑顔のために」(平成23年9月群馬県教育委員会)

～いじめ問題の未然防止に向けた7つの視点～

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①全教職員による生徒指導体制づくり | ②未然防止に向けた教育相談体制づくり |
| ③家庭・地域に開かれた環境づくり | ④人権意識の向上を図る態勢づくり |
| ⑤学び合いを大切にしたい授業づくり | ⑥学級活動を通じた人間関係づくり |
| ⑦学級を越えた幅広い人間関係づくり | |

○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き (平成22年3月文部科学省)

○教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)

【児童生徒の安全確保】

- ・児童生徒の安全管理について、日常の指導態勢・緊急時の指導体制を整え、常に有効に機能し、迅速に対応できるよう指導する。(熱中症予防・不審者対応・交通規則遵守・Jアラートへの対応、食物アレルギーへの対応等)
- ・防災教育の充実を図るとともに、防災マニュアルを理解し、緊急時に冷静に対応できるよう指導する。
- ・家庭や地域住民、警察等の関係諸機関と連携・協力し、地域ぐるみの安全施策を実施する。

【施設・設備等の安全管理】

- ・定期的及び適時の点検を実施して危険箇所の早期発見・早期処置に努め、事故防止の徹底を図る。

【公簿・金銭等の指導・管理】

- ・公簿の作成、学校備品の活用と管理、公金や私金の管理等に関する教職員の意識を高める。
- ・公簿・公金の適切な処理・管理について指導の徹底を図るとともに、会計簿・預金通帳等の複数での点検・確認を定期的実施する。

【個人情報の保護及び適正な管理・著作権の取扱い】

- ・個人情報に関する個人情報ガイドライン、個人情報保護のためのチェックリスト等を作成、確認するなどして、個人情報保護に対する教職員の意識を高めるとともに、個人情報の適正な管理について共通実践を図る。
- ・緊急やむを得ず電子情報を含む個人情報を学校外へ持ち出す場合には、校長の許可を得る、記録簿に記入する、パスワードをかけるなどのルールを徹底し、漏えい等(データの滅失、き損等)を未然に防止する。
- ・著作権の適正な取扱いについて、校内で共通理解を図り、共通実践を行う。

【薬品や危険物等の管理】

- ・薬品、石油、ガスボンベ等危険物の適切な保管・管理及び廃棄について指導する。
- ・保管庫、棚等の整理整頓や定期点検に努めさせ、事故を未然に防止する。

(4) SNS等の適正利用

【携帯電話、スマートフォン等の情報端末の適正利用】

- ・児童生徒への指導だけでなく、教職員・保護者を対象とした携帯電話、スマートフォン、パソコンやゲーム機等(インターネット)の適正利用に関する研修・啓発を積極的に行う。
- ・教職員と児童生徒や保護者との個人的なメール等のやり取りについては絶対にしないなど、適正利用を徹底する。
- ・教職員による個人的なSNSの利用については、教育公務員としての自覚に基づいた運用をするように指導・助言を行う。

(5) 心身の健康保持

【良好な職場環境とメンタルヘルス保持】

- ・多忙化解消に努め、ワーク・ライフ・バランスの確立を図る。
- ・職場の良好な人間関係をつくる等、職場におけるストレス要因の軽減・除去への配慮を怠らず、教職員個々の心身の健康の保持・増進を図る。
- ・心が不健康な状態になったときに見られる言動等を理解し、教職員の変化を早期に把握して対応する。(例：遅刻や早退が多い、仕事が手につかない、単純なミスが目立つ、的を射ない発言等)

(6) 日常の人事管理

- ・服務規律に関する校内倫理(服務規律)委員会・規律確保行動計画の活用を図る。
- ・各教職員の勤務時間の把握と適正化のための指導と助言に努める。
- ・校務分掌、事務処理等、各教職員の仕事の進捗状況の把握と指導に努める。
- ・授業内容の工夫、熱意等、日常の授業実践の把握と助言に努める。
- ・社会性、協調性等、人間関係に関する実態把握と助言に努める。
- ・健康状況、家庭状況等の把握と助言に努める。
- ・保護者や来校者、また地域の方との対応において、信頼される言動となるよう指導と助言に努める。

子どもたちが安心して活動できる 学校であるために

群馬県小学校長会
群馬県中学校長会
小・中学校長会倫理委員会

4 いじめ問題（重大事態）発生時の対応

（参考 重大事態対応フロー図 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A 国立教育政策研究所）
いじめ問題(重大事態)発生時には、「いじめの疑いに関する情報」の収集と記録を行い、迅速に教育委員会に報告を行い、教育委員会の判断に応じて対応するものとする。

<問題の発生>	<対 応>
校長・副校長・教頭 ← 状況報告 ↓	○管理職を情報の窓口として一元的に対応する。
1 重大事態の発生を報告 ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（重大事態とは 法28条）	○「いじめの疑い」に関する情報収集を慎重かつ正確、迅速に行う。 ○児童生徒、保護者からの「いじめの申し立て」について、その有無を確認する。 ○いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
2 教育委員会が調査の主体を判断 A【学校が調査主体の場合】 ①重大事態の調査組織を設置 ↓ ②事実関係の調査の実施 ↓ ③いじめを受けた児童生徒、保護者に情報を提供 ↓ ④調査結果を教育委員会に報告 ↓ ⑤調査結果を踏まえた必要な措置 B【教育委員会が調査主体の場合】	※教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。 ○専門的知識及び経験を有し、当該者と人間関係、利害関係を有しない第三者の参加を図る。 ○事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ○明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。 ○関係者の個人情報に十分配慮する。 ○調査に先立ち、いじめを受けた側にアンケートを提供する場合がある旨を事前に説明する措置が必要である。 ○いじめを受けた児童生徒又は保護者からの希望がある場合、所見の提供を受け、調査結果に添付する。 ※教育委員会の指示のもと資料の提出など調査に協力する。

(平成31年3月 小・中学校長会倫理委員会)

1 はじめに

子どもたちが安心して活動できる学校であるためには、校長は学校の最高責任者としての強い自覚と責任のもと、教職員が高い使命感をもち、誇りと情熱を持って教育できる職場環境づくりを最優先し、信頼される学校づくりに努めなければならない。そこで、小・中学校長会倫理委員会では現状に鑑み、教職員の倫理に関する諸問題とその対策について鋭意検討を重ねてきた。また、群馬県教育委員会では、「群馬県教育委員会懲戒処分指針」及び「群馬県教育委員会の懲戒処分に関する公表基準」を示し、教職員による非違行為の未然防止、及び綱紀の一層の保持を厳しく促している。

各小・中学校においては、校長自らが倫理意識を一層高めるとともに、校長が教職員に対して指導・啓発を行う際、このリーフレットを指導の手引きとして積極的に活用することを願っている。

2 教職員への指導・啓発の在り方

○ 教職員が職責を自覚し、自己研鑽できる職場環境の構築に努める。

義務教育の目的は、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことであり、教職員の使命は調和のとれた教育を実現することである。そのために、教職員は児童生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される資質を持つことが求められている。

校長は、教職員が職責を自覚し、「教育に対する強い情熱」「教職の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」を高めることができるよう職場環境を整え、日常的に指導することが必要である。

○ 教職員の使命感・倫理意識を高める。

校長は、日頃から社会常識や社会規範を踏まえて行動することを教職員に指導する。具体的には、自己の勝手な都合や甘えとも思われるような勤務態度、学校教育を担う自覚や使命感の欠如、立場を忘れた軽薄な行動等がないよう日常の観察・指導をしっかりと行う。また、非常識な言動や熱意を感じない指導で、児童生徒や保護者はもとより地域の信頼を損なうことがないように、校内研修や職員会議等を通して、教職員の使命感・倫理意識を高めることが必要である。

○ 社会の変化や教育改革に対応できる教職員の育成に努める。

社会が激しく変化する中で、多様化する児童生徒や保護者、複雑化する業務、厳しい社会評価など、教職員の職場環境が大きく変化している。国においては働き方改革の推進や学習指導要領の改訂など教育改革に関わる諸施策も次々と打ち出されている。

校長は、こうした状況に正面から向き合い、積極的に教職員への指導・助言に取り組み、心身が安定した状態で職務に専念できる職場環境づくりと社会の変化や教育改革に柔軟に対応できる教職員の育成に努めることが必要である。